

伊賀市告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 171 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

霧生区

代表者の氏名 廣山 隆久

代表者の住所 伊賀市霧生 277 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 澤田 昌平

新代表者の氏名 廣山 隆久

旧代表者の住所 伊賀市霧生 301 番地

新代表者の住所 伊賀市霧生 277 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 5 月 17 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

摺見区

代表者の氏名 辻 芳宏

代表者の住所 伊賀市比自岐 3142 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森本 壽一

新代表者の氏名 辻 芳宏

旧代表者の住所 伊賀市摺見 474 番地

新代表者の住所 伊賀市比自岐 3142 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 2 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 23 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により下記の事業者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

事業者名	青山ライフ・ソリューション・サービス株式会社
代表者名	取締役 島倉 俊幸
廃止する事業所名	デイサービスセンターさくら第二
廃止する事業所の所在地	三重県伊賀市比土 386 番地
事業所番号	2 4 7 1 2 0 0 9 4 5
廃止年月日	令和 8 年 2 月 28 日
サービスの種類	地域密着型通所介護

伊賀市告示第 25 号

伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「伊賀市鉄道施設条例（平成 28 年伊賀市条例第 6 号）に基づき設置する伊賀線の利用促進と」を削り、「軽減する」の次に「ことにより、伊賀市鉄道施設条例（平成 28 年伊賀市条例第 6 号）に基づき設置する伊賀線の利用促進を図る」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号中「全部又は一部」を「開始日」に改め、同条第 2 項中「近畿日本鉄道株式会社又は」を削る。

第 4 条第 1 項中ただし書及び式を削り、同条第 2 項中「前項の規定を適用するもの」を「その購入金額は、次の式により算定した額」に改め、同項に次の式を加える。

対象定期券の購入金額×対象定期券の有効日数のうち事業年度に属する日数÷対象定期券の有効日数

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に掲げるもののほか、対象定期券の購入に当たり、ICOCA 定期券（西日本旅客鉄道株式会社が発行する通学定期券機能を付帯した交通系 IC カードをいう。）を新たに購入し、同時にカード発行預り金（以下「預り金」という。）を支払った場合は、助成金の額に 500 円を加算する。

第 5 条中「5 月 10 日から 3 月 5 日まで」を「5 月 10 日（その日が伊賀市の休日を定める条例（平成 16 年伊賀市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）から 3 月 5 日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日。以下同じ。）まで」に改め、「3 月 31 日」の次に「（その日が休日に当たるときは、その日

前においてその日に最も近い休日でない日)」を加え、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 預り金を支払った場合は、その事実が分かる領収証等
第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の申請手続、請求及び受領に係る一切の権限を伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付申請書兼委任状（様式第3号）により伊賀鉄道株式会社に委任することができる。ただし、第3条第2項の規定に基づく対象定期券及び第4条第2項に規定する再購入した対象定期券を除く。

第6条第2項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委任を受けた伊賀鉄道株式会社から助成金の申請及び請求があったときは、市長が別に定める方法により伊賀鉄道株式会社にこれを交付する。

第8条の見出しを「(補則)」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第2号中「第6条第2項の規定に基づき」を「第6条第3項の規定により」に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

【様式第2号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前において有効な定期券のうち、有効期間の終了日が施行日以後のものについては、なお従前の例による。

伊賀市告示第 26 号

伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金受領委任事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金受領委任事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 241 号。以下「助成金交付要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定による委任（以下「受領委任」という。）に係る経費に対し交付する伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金受領委任事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、伊賀鉄道株式会社とする。

(補助対象経費及び補助基準額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費ごとに別表の補助基準額の欄の定めるところにより算出した額の合計額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の合計額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(補助金の終期)

第 5 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象経費	補助基準額
伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金に係る経費	助成金交付要綱第4条に定める額
人件費	補助対象者が受領委任を受けた件数に、512円27銭を乗じて得た額
その他補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費	市長が別に定める額

伊賀市告示第 27 号

伊賀市公共交通通学定期券等購入費重点支援助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市公共交通通学定期券等購入費重点支援助成金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市公共交通通学定期券等購入費重点支援助成金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「全部又は一部」を「開始日」に、「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に改める。

第 3 条中「当該を」を「当該対象定期券等を」に改める。

第 4 条第 1 項中ただし書及び式を削り、同条第 2 項中「(その額に 100 円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)」を削り、同条第 3 項中「前 2 項の規定を適用するものとする」を「その購入金額は、次の式により算定した額とする」に改め、同項に次の式を加える。

対象定期券の購入金額×対象定期券の有効日数のうち助成対象期間に属する日数÷
対象定期券の有効日数

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項に掲げるもののほか、対象定期券を購入するに当たり、次に掲げる公共交通事業者の区分に応じ、当該各号に定める通学定期券機能を付帯した交通系 IC カードを新たに購入し、同時にカード発行預り金（以下「預り金」という。）を支払った場合は、助成金の額に 500 円を加算する。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社 IC O C A 定期券

(2) 東海旅客鉄道株式会社 T O I C A 定期券

(3) 三重交通株式会社 e m i c a 定期券

第 5 条第 1 項中「令和 7 年 5 月 9 日から令和 8 年 3 月 5 日まで」を「令和 8 年 5 月 8 日から令和 9 年 3 月 5 日まで」に改め、同項ただし書中「令和 8 年 3 月 5 日」を「令和 9 年

3月5日」に、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 預り金を支払った場合は、その事実が分かる領収証等
第7条の見出しを「(補則)」に改める。

附則第2項中「令和8年5月31日」を「令和9年5月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前において有効な定期券のうち、有効期間の終了日が施行日以後のものについては、なお従前の例による。

伊賀市告示第28号

伊賀市一時預かり事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月10日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市一時預かり事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市一時預かり事業費補助金交付要綱（令和6年伊賀市告示第148号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なる者」の次に「（以下「補助対象者」という。）」を加え、「都道府県知事の許可を得て伊賀市内に設置された私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園を運営する者」を「市内に設置されている次に掲げる施設の設置者等」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）であって、国（国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置した施設

(2) 法第34条の15第2項の規定により市長の認可を受けた、同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、市外に設置されている施設の設置者等であって、市内に住所を有する幼児に対し幼稚園型一時預かり事業（一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号文部科学省初等中等教育長・こども家庭庁成育局長連名通知）別紙一時預かり事業実施要綱に定める幼稚園型Ⅰの一時預かり事業をいう。）を実施するものを補助対象者とすることができる。

附 則

この告示は、令和8年3月10日から施行し、この告示による改正後の伊賀市一時預かり事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

伊賀市告示第29号

伊賀市延長保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月10日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市延長保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市延長保育事業費補助金交付要綱（令和6年伊賀市告示第149号）の一部を次のように改正する。

第2条中「都道府県知事の許可を得て伊賀市内に設置された私立保育所、私立幼稚園又は私立認定こども園を運営する者」を「市内に設置されている次に掲げる施設の設置者等」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であつて、国（国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置した施設
- (2) 法第34条の15第2項の規定により市長の認可を受けた、同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

附 則

この告示は、令和8年3月10日から施行し、この告示による改正後の伊賀市延長保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

伊賀市告示第 30 号

伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月10日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付要綱（令和7年伊賀市告示第141号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「の中古住宅」を「に掲げるもの」に改め、同項第1号中「第2条第3号ア」を「第2条第1号」に改め、同項第2号中「第2条第3号イ」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この告示は、令和8年3月10日から施行し、この告示による改正後の伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

伊賀市告示第 31 号

伊賀市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市立の学校に通学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）のうち、遠距離等から通学する児童生徒の保護者に対し、通学費を補助することにより、その負担を軽減し、義務教育の円滑な運営に資することを目的として交付する伊賀市遠距離通学児童生徒通学費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象児童」という。）の保護者とする。

- (1) 通学のために公共交通機関を利用する児童生徒
- (2) 児童生徒のうち自転車により通学する中学生であって、別表に掲げる区域内に居住する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める児童生徒

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 他の法令等により通学に要する費用の援助を受けている児童生徒
- (2) 校区外通学する児童生徒
- (3) 伊賀市自転車通学支援補助金交付要綱（令和 8 年伊賀市告示第 32 号）又は廃止前の教育委員会関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 16 号）により通学用自転車の購入費に対する補助金の交付を受けた児童生徒
- (4) スクールバスにより通学している児童生徒

(交付の対象となる経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、対象児童の通学に係る経費とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者であつて、公共交通機関の利用距離が、3キロメートル以上の小学生又は5キロメートル以上の中学生 公共交通機関の通学定期券の購入額（以下「定期券購入額」という。）以内の額
- (2) 前条第1項第1号に該当する者であつて、前号に該当しないもの 定期券購入額の100分の20以内の額。ただし、伊賀鉄道を利用して通学する児童生徒にあつては、定期券購入額の100分の40以内の額とする。
- (3) 前号に該当する者であつて、要保護世帯及び準要保護世帯のもの 前号の規定にかかわらず定期券購入額以内の額
- (4) 前条第1項第2号に該当する者 年額3,600円。ただし、学年の途中で転入又は転出した児童生徒にあつては、月割りをもって算出した額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付申請その他これに係る一切の事務を当該対象児童の在籍する学校の学校長に委任するものとする。この場合において、申請者は、委任状（様式第1号）を当該学校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により委任を受けた学校長が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金に係る規則第4条第1項の規定にかかわらず、伊賀市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、毎年度市長に申請しなければならない。

- (1) 遠距離通学児童生徒通学費補助金交付対象者名簿（様式第3号）
- (2) 交通機関利用通学費調書（事業計画書）（様式第4号、様式第4号の2）
- (3) 補助金交付者名簿及び補助金交付額内訳書（様式第4号の3）
- (4) 第1項後段の規定により提出を受けた委任状
- (5) 口座振込依頼書（様式第5号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知書の様式)

第5条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定に

かかわらず、伊賀市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（着手届及び実績報告書の様式等）

第6条 補助事業に係る規則第12条第1項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、補助事業着手届（様式第7号）により行うものとする。

2 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに行うものとする。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) 補助金交付実績報告内訳書（様式第9号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知書の様式）

第7条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第8条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の教育委員会関係補助金等交付要綱の規定によりなされた遠距離通学児童生徒通学費補助金に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

中学校名	補助対象区域
上野南中学校	古郡
霊峰中学校	山畑、希望ヶ丘

大山田中学校	千戸、大沢
--------	-------

伊賀市告示第 32 号

伊賀市自転車通学支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市自転車通学支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市立阿山中学校に通学する生徒のうち、遠距離から通学する生徒の保護者に対し、通学用自転車の購入費を補助することにより、その負担を軽減し、義務教育の円滑な運営に資することを目的として交付する伊賀市自転車通学支援補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、別表に掲げる区域内に居住する伊賀市立阿山中学校へ通学する生徒のうち、通学用自転車を購入した生徒（以下「生徒」という。）の保護者とする。

(交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通学用自転車の購入費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 通学用自転車本体に附属しない物品の購入に係る経費
- (2) 通学用自転車の維持及び盗難防止に係る経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めた経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、20,000 円を限度とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第 5 条 補助金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、

伊賀市立阿山中学校に入学した年度において、伊賀市自転車通学支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に通学用自転車販売業者が発行する領収書（購入品名及び数量が明記されたものに限る。）を添えて、伊賀市立阿山中学校長（以下「学校長」という。）を通じて行うものとする。ただし、在学の途中に転入した生徒については、転入した年度において行うものとする。

- 2 学校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を取りまとめ、伊賀市自転車通学支援補助金交付対象者名簿（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の通知書の様式等）

第6条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自転車通学支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、学校長を通じて行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、補助金に係る規則第16条第1項の規定にかかわらず、同規則第5条第1項の規定により交付の決定をした後にこれを行うものとする。この場合において、規則第12条から第14条までの規定は、適用しない。

（補助金の交付決定の取消通知書の様式）

第8条 補助金に係る規則第7条第3項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すときの通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自転車通学支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、学校長を通じて行うものとする。

（補助金の終期）

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

上友田 東湯舟 西湯舟 城出 川上 里出 鈴鹿 中ノ村 界外 山生田 内保 楨山 丸柱 音羽 中友田（佃橋以北） 石川新田
--

伊賀市告示第 33 号

伊賀市立中学校部活動支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市立中学校部活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市立の中学校における部活動（以下「部活動」という。）に係る経費を補助することにより、部活動を行う生徒（以下「生徒」という。）の保護者の負担を軽減するとともに、部活動の円滑な運営を図り、部活動が生徒の学習意欲の向上並びに責任感、連帯感等の資質及び能力の育成に資することを目的として交付する伊賀市立中学校部活動支援補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、伊賀市中学校長会とする。

(交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算に定める額を上限とし、補助対象経費の額のうち市長が認める額とする。ただし、市、県等から公費による支給があるときは、当該支給の額を差し引いた額とする。

(補助金の終期)

第 5 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 10 年度までとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

費目	補助対象経費
大会参加費	部活動として生徒が参加する体育大会、文化関係コンクール、発表会等（以下「大会」という。）の参加費
旅費	(1) 大会に参加する生徒が公共交通機関を利用する際の交通費（学校から大会の開催会場までの距離が5キロメートル以上である場合に限る。） (2) 前号に定める額を上回らないときその他合理的な理由により貸切バスを使用する場合の経費
宿泊費	次の各号のいずれかに該当する宿泊費。ただし、大会に参加する生徒1人につき1泊当たり5,000円を限度とする。 (1) 大会の開催日が複数ある場合において、宿泊しなければ翌日の大会の参加に影響するとき又は宿泊することが経費の節減になるとき。（大会の上位の成績に達しなかったため、以降の大会の日程に参加できないときの宿泊費を除く。） (2) 前日に宿泊しなければ大会への参加が困難なとき。 (3) 大会の終了の日中の帰宅が困難なとき等教育上の配慮が必要なとき。
雑費	(1) 部活動に必要な消耗品、医薬材料等の購入費（備品及び個人に帰属する物品を除く。） (2) 部活動に必要な備品の修繕費 (3) 大会に参加するために必要と認める経費（通信運搬費、手数料等）

伊賀市告示第 34 号

教育委員会関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

教育委員会関係補助金等交付要綱を廃止する告示

教育委員会関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 16 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 35 号

伊賀市集落支援員設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市集落支援員設置要綱

(設置)

第 1 条 人口減少や高齢化が進む本市において、地域の現状や課題を把握し解決するため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成 25 年 3 月 29 日付総行応第 57 号）に基づき、伊賀市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(支援員の活動)

第 2 条 支援員は、次に掲げる活動に従事するものとする。

- (1) 集落点検の実施に関すること。
- (2) 集落のあり方に関する話し合いの促進に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた集落の維持及び活性化対策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）が必要と認める活動

(支援員の区分)

第 3 条 支援員の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任用型支援員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用する支援員
- (2) 団体雇用型支援員 第 8 条の規定による委託に係る契約（第 5 条において「委託契約」という。）を市と締結する法人その他の団体（以下「団体等」という。）が雇用する支援員

(任用型支援員の報酬等及び勤務時間)

第 4 条 任用型支援員に対する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当（以下「報酬等」という。）の額並びにその支給方法は、伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第 22 号）に定めるところ

ろによる。

2 任用型支援員の勤務時間は、市長等が別に定める。

(団体雇用型支援員の報酬等及び活動時間)

第5条 団体等が団体雇用型支援員に支払う報酬等の額及び団体雇用型支援員の活動時間は、委託契約において定める。

(報告)

第6条 支援員は、第2条に規定する活動(以下「支援員活動」という。)の状況について、報告書を作成し、定期的に市長等又は団体等に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、必要があると認めるときは、支援員及び団体等に対し臨時に支援員活動に係る記録、写真等の資料の提出を求めることができる。

(市長等の役割)

第7条 市長等は、支援員活動が円滑に実施されるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 支援員活動に関する総合調整

(2) 自治会、住民自治協議会等との連絡調整、連携及び支援

(3) 前2号に掲げるもののほか、支援員活動に関して必要な事項

(委託)

第8条 市長等は、次に掲げる業務を団体等に委託することができる。

(1) 支援員の雇用及び労務管理

(2) 支援員活動の監督及び調整業務

(3) 支援員活動の状況及び成果に関する市への報告業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める業務

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月19日から施行する。

伊賀市告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 19 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
一般財団法人地域総合整備財団
東京都千代田区麴町 4 - 8 - 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
地域総合整備資金貸付による償還金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 19 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 7 年 10 月 11 日

伊賀市告示第 37 号

自治会等への草刈り業務委託実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

自治会等への草刈り業務委託実施要領の一部を改正する告示

自治会等への草刈り業務委託実施要領（平成 17 年伊賀市告示第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要領は」の次に「、道路等の管理における地域協働の推進を図り」を加え、「美しくするために行う草刈り活動を、市と地域住民が積極的に推進することを目的として、市が管理する道路・河川の草刈りを自治会等に業務委託するため」を「良好な状態に保つことを目的に、市が所管する道路、河川等及び市営住宅の草刈り業務を自治会等に委託することについて」に、「である」を「とする」に改める。

第 11 条中「完成認定書により認定した自治会等から、様式第 7 号による請求書により」を「前項の」に改め、「委託料を」の次に「請求者に」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

前条第 2 号の規定による完成認定書により認定を受けた自治会等は、請求書（様式第 5 号）により、市長に委託料の支払を請求するものとする。

第 11 条を第 14 条とする。

第 10 条中「前条による完了届が提出された」を「市長は、前条の規定による報告があった」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 担当課長が検査員として検査を行う。

第 10 条第 2 号中「市長は、14 日以内に前項の検査員に草刈り業務の検査を実施させ、検査員は検査終了後」を「検査員は、完了報告があった日から 10 日以内に検査を実施した後、」に改め、「により」の次に「自治会等に」を加え、同条第 3 号中「別記の」を「、別記の」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 検査は、机上において行うことができる。

第 10 条を第 13 条とする。

第9条中「直ちに様式第6号による業務完了報告書を提出し」を「、直ちに業務完了報告書（様式第4号）により市長に報告し」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「直ちに様式第5号による業務報告書を提出し」を「、直ちに草刈り業務報告書（様式第3号）により市長に報告し」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「契約額」の次に「の算定」を加え、同条後段を削り、同条を第10条とする。

第6条中「実施区域」を「草刈り業務の実施区域（以下「実施区域」という。）」に、「で表示した」を「の規定による」に改め、「を行うもの」を削り、「1事業面積当たりの」を「1事業につき」に、「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第90条で定める額」を「伊賀市契約規則第19条第1項で定める随意契約の限度額」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 道路における実施区域は、2車線の幹線道路又は集落間を結ぶ主要道路であって、管理上草刈りが必要な範囲とする。
- 3 河川等における実施区域は、集落又は主要幹線道路に近接した河道幅が4m以上かつ護岸高が2m以上の河川、公園、空地等であって、管理上草刈りが必要な範囲とする。
- 4 市営住宅における実施区域は、住宅団地内の空き住戸、畦畔、空地、通路等であって、管理上草刈りが必要な範囲とする。

第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（安全対策）

第8条 自治会等は、草刈り業務を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈り業務中は、業務範囲をポストコーン等で区切り、草刈作業中と記載した看板を設置するなど、作業員と通行車両に対する安全対策を徹底すること。
- (2) 熱中症対策を講じ、作業員の体調管理に努めること。
- (3) 必要に応じて保険に加入し、安全に業務を実施すること。

（第三者への損害）

第9条 草刈り業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合の賠償責任については、第6条の規定による契約書の定めるところに従うものとする。

第5条中「様式第4号で」を「草刈り業務委託契約書（様式第2号）により」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「業務の」を「草刈り業務の」に、「次の」を「、次の」に改め、同条第1号

中「草刈りの実施を必要と」を「草刈り業務を実施しよう」とに、「毎年6月末日」を「草刈り業務を行う日の1月前」に、「様式第1号による実施申請書を」を「草刈り業務実施申請書（様式第1号）により」に改め、ただし書を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び同項第5号により、随意契約」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委託契約は、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第21条第2号の規定を適用するものとする。

第4条第3号を同条第2号とし、同条を第5条とする。

第3条中「草刈りを」を「草刈り業務を」に、「、事業」を「事業」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、事業の受託者は、別に定める優先順位により決定するものとする。

第3条を第4条とする。

第2条の見出し中「草刈り区域図面」を「草刈り業務委託区域図面」に改め、同条中「管理上必要な」を「草刈り業務の委託に係る基礎資料として、管理上必要と認める」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 市長が認定した市道及び市が所管する道路敷地をいう。
- (2) 河川等 市が所管する準用河川、普通河川、公園、空地等をいう。
- (3) 市営住宅 市が管理する市営住宅団地をいう。
- (4) 自治会等 自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条第2項に規定する自治会等、市民団体及び企業等の団体をいう。

第14条の次に次の4条を加える。

（暴力団等による不当介入に対する措置）

第15条 自治会等は、草刈り業務の履行に当たって、伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年伊賀市告示第144号）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (3) 速やかに発注者に文書で報告すること。
- (4) 暴力団等による不当介入を受けたことにより草刈り業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、市と協議を行うこと。

(市の解除権)

第16条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに委託契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。
 - (2) 委託業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたと市長が認めたとき。
 - (3) 委託業務に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は市への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、委託契約に違反し、その違反により委託契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により委託契約を解除したときは、請負契約解除通知書（様式第6号）により自治会等に通知し、自治会等は、契約額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、自治会等の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により委託契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する委託料を自治会等に支払うものとする。

(自治会等の解除権)

第17条 自治会等は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により委託契約の履行が不可能となったとき。
 - (2) 市の責めに帰すべき事由により、自治会等が委託契約を履行できないとき。
- 2 第15条第3項の規定は、前項第1号の規定により委託契約を解除した場合に準用する。
- 3 市長は、第1項第2号の規定により委託契約を解除したときは、これによって生じた自治会等の損害を賠償するものとする。ただし、その賠償額は、市と自治会等で協議して定める。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

河川等における草刈り業務に係る契約額の算定

実施面積	算定式	端数処理
500 m ² （最低）	普通作業員単価×1.16	100円未満切捨て
面積増（10 m ² 毎に上乗せ）	普通作業員単価×1.16×10/500×0.75	10円未満切捨て

道路及び市営住宅における草刈り業務に係る契約額の算定

実施面積	算定式	端数処理
500 m ² （最低）	普通作業員単価×1.37	100円未満切捨て
面積増（10 m ² 毎に上乗せ）	普通作業員単価×1.37×10/500×0.8	10円未満切捨て

備考

- 1 普通作業員単価は、実施年度の4月1日現在の三重県が定める公共工事設計労務単価とする。
- 2 草刈りの刈取り回数が2回以上の場合は、1回刈りの金額に刈取り回数に乗じた金額とする。
- 3 自治会等に委託する場合は、原則的に消費税は算定しないこととする。

別記中「第10条関係」を「第13条関係」に、「河川」を「平均20cm程度以下」

「河川」

平均20cm程度以下
に改める。

市営住宅

平均5cm程度以下」

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

【様式第6号】

様式第7号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 38 号

地域協働による草刈り業務に係る燃料費等の一部給付事業実施要領を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

地域協働による草刈り業務に係る燃料費等の一部給付事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、道路等の管理における地域協働の推進を図り、地域住民が自分たちの住むまちを良好な状態に保つことを目的に、市が所管する道路又は河川等の草刈りに要する燃料費等の一部を自治会等に給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 市長が認定した市道及び市が所管する道路敷地をいう。
- (2) 河川等 市が所管する準用河川、普通河川、公園、空地等をいう。
- (3) 自治会等 自治組織に関する規則（平成 23 年伊賀市規則第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する自治会等、市民団体及び企業等の団体をいう。

(事業の実施)

第 3 条 市長は、自治会等から草刈りを行いたい旨の申出があったときは、予算の執行状況等を勘案して事業を実施するものとする。

(給付の申請等)

第 4 条 草刈りに要する燃料費の給付を受けようとする自治会等は、草刈り業務を行う日の 1 月前までに草刈り燃料給付申請書（様式第 1 号）に業務実施場所を明記した位置図を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 事業の所管課は、前項の申請内容を確認した後、これを受理し、申請者に草刈り業務を依頼する。

(実施区域)

第5条 草刈り業務の実施区域は、自治会等への草刈り業務委託実施要領（平成17年伊賀市告示第128号）第7条に規定する実施区域以外の道路又は河川等とし、自治会等の施設の管理上草刈りが必要な範囲とする。

(安全対策)

第6条 自治会等は、草刈り業務を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈り業務中は、業務範囲をポストコーン等で区切り、草刈作業中と記載した看板を設置するなど、作業員と通行車両に対する安全対策を徹底すること。
- (2) 熱中症対策を講じ、作業員の体調管理に努めること。
- (3) 必要に応じて保険に加入し、安全に業務を実施すること。

2 市は、自治会等が前項第1号に規定する安全対策を講じる際、自治会等から安全対策に係るポストコーン、看板等の貸出しの依頼があったときは、期間、数、種類等について協議の上、これらを貸し出すものとする。

(給付額)

第7条 燃料費等の給付額（以下「給付額」という。）は、基本額（1自治会等につき1回当たり6,000円とする。）と別表に定める加算額との合計額とする。

- 2 道路における草刈り業務と河川等における草刈り業務に係る給付額は、それぞれ算定するものとする。
- 3 別表に定める加算は、1自治会等につき年3回までとする。

(報告書)

第8条 自治会等は、草刈り業務を行ったときは、速やかに草刈り業務等実施報告書（様式第2号）及び請求書（様式第3号）（以下「報告書等」という。）を市長に提出するものとする。

2 自治会等は、報告書等を提出する場合において、別表に定める熱中症対策費を請求するときは、当該報告書等に係る草刈り業務に従事した人数を報告しなければならない。

(完了確認)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、次の各号により完了確認を行うものとする。

- (1) 担当課長が完了確認を行う。

(2) 完了確認は、机上において行うことができる。

(燃料費等の給付)

第10条 燃料費等の給付は、前条の完了確認の後、請求があった日から30日以内に行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

区分	加算額	加算限度額
作業延長費	1 m当たり 1.5 円	10,000 円
刈払い機の替え刃代	1 m当たり 1.0 円	なし
熱中症対策費（お茶代等）	1 人につき 1 日当たり 100 円	なし

伊賀市告示第 39 号

地域協働による道路等補修材料提供事業実施要領を次のように定める。

令和 8 年 3 月 23 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

地域協働による道路等補修材料提供事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、道路等の管理における地域協働の推進を図り、地域住民が自分たちの住むまちを良好な状態に保つことを目的に、道路等の維持修繕を行う際に使用する原材料を自治会等に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 市長が認定した市道、市が所管する道路敷地及びこれらに附帯する水路等をいう。
- (2) 自治会等 自治組織に関する規則（平成 23 年伊賀市規則第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する自治会等、市民団体及びこれらに準ずる団体のうち営利を目的とした団体でないものをいう。
- (3) 原材料 生コンクリート、アスファルト常温合材、コンクリート 2 次製品、砕石その他市長が必要と認めたものをいう。
- (4) 維持修繕 道路等の構造及び機能に影響を与えないと市長が認める状態に保つための行為をいう。

(原材料の種類及び提供の限度)

第 3 条 原材料の種類及び提供の限度は、別表のとおりとする。

(申請)

第 4 条 原材料の提供を受けようとする自治会等は、道路等補修材料提供申請書（様式第 1 号）に別表に定める関係書類を添えて、原材料の提供を受けようとする日の 14 日前までに市長に申請するものとする。

(提供)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において原材料を提供するものとする。

2 市長は、自治会等と協議の上、自治会等が指定する方法により原材料を提供するものとする。

(完成報告)

第6条 自治会等は、道路等の維持修繕が完了したときは、その日から起算して14日以内に、道路等補修材料提供完成報告書(様式第2号)に別表に定める関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第6条関係)

原材料の名称	提供の限度	関係書類	
		申請時	完成報告時
生コンクリート	数量は、毎年度当初に決定するものとする。 金額は、1自治会等に対し1年間で30万円程度を限度とする。	(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票(写し可)
切込碎石		(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票(写し可)
土のう袋(土砂)		(1) 作業場所の位	

ビニール袋 (草)		置図 (2) 集積箇所の位置図 (回収を必要とする場合)	
アスファルト常温合材		(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真
防草対策材料	資材費の合計額が1自治会等に対し1年間で30万円を限度とする。	(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票 (写し可)
その他の資材 (コンクリート製品、道路用資材等)	資材費の合計額が1自治会等に対し1年間で8万円を限度とする。	(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票 (写し可)

伊賀市告示第 40 号

伊賀市農業次世代人材投資事業交付対象者中間評価会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市農業次世代人材投資事業交付対象者中間評価会設置要綱を廃止する告示
伊賀市農業次世代人材投資事業交付対象者中間評価会設置要綱（令和 3 年伊賀市告示第
176 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

伊賀市告示第 41 号

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する告示

伊賀市緊急通報システム事業運営要綱（平成28年伊賀市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「市長」を「前2号に掲げる者のほか、市長」に改める。

第5条ただし書中「市長が3人の確保が困難であると認めるときは、2人」を「3人の確保が困難であるときは、1人以上の実情に応じた人数」に改める。

第6条第1項中「支払い」を「支払」に改める。

第7条第1項中「届出」を「届け出」に改める。

第12条の見出しを「(補則)」に改める。

様式第1号中

「

ふりがな	
住 所	伊賀市 アパート・マンションの名前等 ()

を

」

「

住 所	伊賀市 アパート・マンションの名前等 ()
-----	---------------------------

に、

」

「2人以上」を「1人以上」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 42 号

伊賀市獣害政策アドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市獣害政策アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 鳥獣による農作物被害の防止及び軽減を図り、獣害に強い地域づくりを推進するに当たり、専門的見地からの助言を受けるため、伊賀市獣害政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(任務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について指導、助言等を行うことにより、市職員及び市民の獣害への対応能力を高め、農作物被害の防止及び軽減を図ることを任務とする。

- (1) 有害鳥獣の捕獲に関すること。
- (2) 有害鳥獣侵入防止柵の設置に関すること。
- (3) 市職員及び市民への研修等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、鳥獣被害防止対策に関すること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、獣害対策等に関する専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼等)

第5条 アドバイザーの謝礼及び費用弁償については、伊賀市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成25年伊賀市告示第46号）第6条の規定の例を参考に決定し、これを支払うものとする。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、産業農林部獣害対策室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 43 号

伊賀市工事検査要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市工事検査要領の一部を改正する告示

伊賀市工事検査要領（令和元年伊賀市告示第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「契約金額」を「最終契約金額」に、「130 万円」を「200 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の伊賀市工事検査要領の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結した工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 44 号

伊賀市建設工事等検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市建設工事等検査要綱の一部を改正する告示

伊賀市建設工事等検査要綱（平成 16 年伊賀市告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「130 万円」を「200 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の伊賀市建設工事等検査要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結した工事等について適用し、施行日前に契約を締結した工事等については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 45 号

伊賀市建設工事成績評定要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市建設工事成績評定要領の一部を改正する告示

伊賀市建設工事成績評定要領（平成 19 年伊賀市告示第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「130 万円」を「200 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の伊賀市建設工事成績評定要領の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結した評定の対象となる建設工事（以下「建設工事」という。）について適用し、施行日前に契約を締結した建設工事については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 46 号

伊賀市地域活性化審議会運営規程を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域活性化審議会運営規程を廃止する告示

伊賀市地域活性化審議会運営規程（平成 18 年伊賀市告示第 96 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

伊賀市告示第 47 号

伊賀市農事相談員設置事業実施要領を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市農事相談員設置事業実施要領を廃止する告示

伊賀市農事相談員設置事業実施要領（平成 17 年伊賀市告示第 46 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

伊賀市告示第 48 号

伊賀市公正入札調査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市公正入札調査委員会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市公正入札調査委員会設置要綱（平成 16 年伊賀市告示第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「参与、企画振興部長」を「未来政策部長、地域力創造部長」に、「産業振興部長」を「産業農林部長」に、「水道部長、教育委員会事務局教育次長、その他」を「上下水道部長、教育委員会事務局長その他」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 30 日から施行する。

伊賀市告示第 49 号

伊賀市プロポーザル方式実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市プロポーザル方式実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 15 条関係）

提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価内容
業務の理解度	業務の目的・条件・内容の理解度
提案の的確性	提案の適合性や具体性
独創性・革新性	提案の独創性や革新性
業務の実施体制	事業の人的配置及び資格等
業務実績	過去の業務実績や類似事業の成功例等
コスト効率	コストパフォーマンスの高さ
地域貢献度	地域社会への貢献度や地元企業連携の有無
プレゼンテーション能力	提案説明の明確性及びコミュニケーション能力
取組姿勢	事業への意欲等

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第50号

伊賀市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

伊賀市就学援助費支給要綱（令和5年伊賀市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「伊賀市外の」を「、伊賀市外の」に、「への区域外就学をする」を「に在籍している」に改める。

第3条第2号中「1.3倍」を「1.4倍」に改める。

第4条第1号中「通学用品費」を「、通学用品費」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 卒業アルバム代等

第7条第3項中「伊賀市就学援助費支給認定通知書」を「就学援助費認定通知書」に改める。

第9条第2項中「第4号まで」の次に「及び第7号」を加える。

第10条第2項第1号中「及び第6号」を「、第6号及び第7号」に改める。

別表を次のように改める。

種類	対象者	支給額	支給時期	支給の条件等
学用品費	小学1～6年生	11,630円	3月（ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合	4月分 1,070円 5～3月分 960円

		中学1～3年生	22,730円	及び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時)	4月分 1,940円 5～3月分 1,890円
通学用品費		小学2～6年生	2,270円	3月(ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合及び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時)	4月分 290円 5～3月分 180円
		中学2・3年生			
校外活動費	宿泊を伴わないもの	小学1～6年生	校外活動に要する交通費及び見学料の額(上限1,600円)	3月(ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合及び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時)	校外活動実施後に認定を受けた受給者には支給しない。
		中学1～3年生	校外活動に要する交通費及び見学料の額(上限2,310円)		
	宿泊を伴うもの	小学1～6年生	校外活動に要する交通費及び見学料の額(上限3,690円)	学校長からの報告に基づき随時	
		中学1～3年生	校外活動に要する交通費及び見学料		

			の額（上限6,210円）		
修学旅行費	小学6年生	児童生徒の住居地から学校までの最も経済的通常の通学距離が片道4km以上で常態として公共交通機関を利用している小学1～6年生	修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学料その他参加した児童生徒の保護者が均一に負担する費用の額	学校長からの報告に基づき随時	修学旅行実施後に認定を受けた受給者には支給しない。
	中学3年生				
通学費	児童生徒の住居地から学校までの最も経済的通常の通学距離が片道4km以上で常態として公共交通機関を利用している小学1～6年生	児童生徒の住居地から学校までの最も経済的通常の通学距離が片道6km以上で常態として公共交通機関を利用している中学1～3年生	通学において利用する公共交通機関に要する費用の額	3月（ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合及び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時）	他の制度に基づく補助金等を受けている受給者には支給しない。
	児童生徒の住居地から学校までの最も経済的通常の通学距離が片道6km以上で常態として公共交通機関を利用している中学1～3年生				

新入学児童 生徒学用品 費	翌年度に小学1 年生になる者	64,300円	3月	2月1日時点で 伊賀市に住所を 有する者で、翌 年度の初めから 公立の小学校又 は中学校に就学 予定の者に限 る。
	小学6年生	81,000円		
	小学1年生	64,300円（当該年 度の前年度に新入 学児童生徒学用品 費の支給を受けて いる場合は、新入 学児童生徒学用品 費として支給され た額を差し引いた 額）	7月	4月1日に認定 を受けた受給者 に限る。
	中学1年生	81,000円（当該年 度の前年度に新入 学児童生徒学用品 費の支給を受けて いる場合は、新入 学児童生徒学用品 費として支給され た額を差し引いた 額）		
医療費	小学1～6年生 中学1～3年生	医療費の額	医療機関から の請求があつ たとき	事前に学校長か ら教育委員会へ 医療券の発行の

				申請があったものに限る。
学校給食費	小学1～6年生 中学1～3年生	現に受給者が負担した学校給食費の額	3月（ただし、年度途中で受給資格を喪失した場合及び学校への滞納がある場合は、学校長からの報告に基づき随時）	
卒業アルバム代等	小学6年生	卒業アルバム代等の購入費用として児童生徒の保護者が均一に負担する費用の額（上限11,000円）	3月	3月1日に認定を受けた受給者に限る。
	中学3年生	卒業アルバム代等の購入費用として児童生徒の保護者が均一に負担する費用の額（上限10,000円）		

様式第1号中「新規に申請される方で保護者口座を選択する場合」を「前年度受給していた方で同じ口座を選択する場合はコピー不要」に改める。

様式第3号を次のように改める。

【様式第3号】

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 51 号

伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護予防サロン活動支援事業実施要綱（平成 28 年伊賀市告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付要綱

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「介護予防事業」を「高齢者の社会的孤立を防止するとともに、心身機能の低下を予防することを目的として、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき介護予防事業」に改め、「交付し、伊賀市介護予防サロン活動支援事業（以下「活動支援事業」という。）を実施することにより、介護予防活動を通じ、高齢者の社会的孤立を防止するとともに、心身機能の低下を予防することを目的」を「交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条中「交付の対象者」を「交付の対象となる者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条第 1 項第 2 号中「2 時間以上」を「1 時間以上」に改め、同項第 3 号中「少なくとも週 1 回以上」を「月 2 回以上」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「次に掲げる経費」を「対象事業の実施に要する経費であって、別表に定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項に規定する経費」を「対象経費」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「別表に定める補助基準額に実施回数を乗じて得た額のうち対象経費を上回らない額とし、予算の範囲内で交付するもの」を「対象経費のうち実際に要した経費の 2 分の 1 以内の額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、報償費の補助金の額は、1回当たり5,000円を上限とする。

第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「申請及び決定」を「申請書の様式等」に改め、同条第1項中「補助金の交付を申請しようとする対象者は」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「次に」を「次に」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第6条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(交付決定の通知書の様式)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市介護予防サロン活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

第8条の見出しを「(変更等の承認申請の様式等)」に改め、同条中「前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた対象者は、対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に提出し、その承認を受けなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「市長は、前項の規定による申請を承認したときは」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「対象者に通知する」を「行う」に改め、同条第3項を削る。

第12条から第14条までを削る。

第11条の見出し中「交付」を「概算払」に改め、同条第1項中「補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、市長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めた」を「補助金に係る規則第16条第1項の規定による概算払をする」に、「で概算払をすることができる」を「とする」に改め、同条第2項中「前項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとする対象者は」を「補助金に係る規則第16条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「確定」を「確定通知書の様式」に改め、同条中「市長は、前条に規

定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは」を「補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず」に、「対象者に通知する」を「行う」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出しを「(実績報告の様式等)」に改め、同条第1項中「対象者は、対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは」を「補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(着手届の不要)

第9条 規則第12条第1項の規定は、補助事業について、適用しない。

第12条の次に次の1条を加える。

(補助金の終期)

第13条 補助金の終期は、令和11年3月31日とする。ただし、終期の到来前に、補助金の効果及び継続の必要性を検証の上、補助金の額の見直し、補助金交付の継続又は補助金の廃止を決定するものとする。

第15条を第14条とする。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

区分	内容等
報償費	講師及び有識者への謝金、謝礼
需用費	消耗品費(各種材料費、教材及び資料代を含む。)、燃料費、光熱水費、印刷製本費(写真代を含む。)
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、バス借上料、印刷機使用料等
その他	その他対象経費とすることが適当と市長が認める経費

様式第1号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「第7条第1項」を「第6条」に改める。

様式第4号中「第7条第2項」を「第7条」に改める。

様式第7号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「第9条第1項」を「第10条第1

項」に改める。

様式第10号中「第10条関係」を「第11条関係」に、「第10条の規定」を「第11条の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号及び様式第7号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 52 号

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成 20 年伊賀市告示第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

- (1) いのちをまもる事業
- (2) くらしをささえる事業
- (3) ひとをはぐくむ事業
- (4) にぎわいをつくる事業

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 53 号

伊賀市介護用品購入費給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市介護用品購入費給付事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護用品購入費給付事業実施要綱（平成 21 年伊賀市告示第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「尿取りパット、紙パンツ及びフラット」を「紙パンツ及び尿取りパット」に、「介護用品の購入費」を「介護用品購入費」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書中「5,000 円」を「6,000 円」に、「4,000 円」を「5,000 円」に改める。

第 4 条第 2 項中「から 5 月（当該日が月の初日のときは、6 月）を経過する日の属する」を「の属する月から起算して 6 月を経過する」に改める。

第 5 条第 1 項中「まで」の次に「の期間において」を加え、「月については、給付」を「ときは、当該期間において購入した介護用品は給付」に改め、同条第 2 項を削る。

第 7 条の見出しを「(補則)」に改める。

別記様式を次のように改める。

【別記様式】

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 54 号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊賀市条例第 33 号) 第 13 条第 4 項の規定により市が徴収する公立保育所における同項第 3 号に規定する食事の提供に要する費用(以下「副食費」という。)について、次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

- 1 徴収する副食費の額は、児童 1 人当たり月額 5,100 円とする。
(副食費の減額)
- 2 入所する児童が、公立保育所の開所日に 10 日以上連続して登園しなかった場合の副食費の額は、前項に規定する副食費の額から、当該額に登園しなかった日数を乗じ、これを 25 日で除して得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減額した額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、市長が特に認める場合は、副食費を減額することができる。

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年伊賀市告示第 67 号は、令和 8 年 3 月 31 日限り、廃止する。

伊賀市告示第 55 号

伊賀市CSIRT設置要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市CSIRT設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市情報セキュリティポリシーの及ぶ範囲に関わる情報セキュリティインシデント(以下「インシデント」という。)に関係機関と連携し迅速かつ適切に対応するため、インシデント対応への即応力、専門的知見、情報セキュリティ委員会等において迅速かつ的確な意思決定を行うために必要な情報の収集力等を具備した緊急即応チームとして、伊賀市CSIRT(以下「CSIRT」という。)を設置する。

(役割)

第2条 CSIRTの役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) インシデント発生時の対応

ア 検知及び連絡受付 インシデントの発生に関する予兆等の検知、発見及び内部又は外部からのインシデントに関わる連絡、報告等の受付を行う。

イ トリアージ 事実関係を確認の上、インシデントが発生したかどうかを検査及び分析により判断し、被害状況、影響範囲等の事態の全体像を把握した上で、インシデントの処理に優先順位を付ける。

ウ インシデントレスポンス 初動対応(対応方針の検討、証拠の取得、保全、確保及び記録、インシデントの封じ込め及び根絶)の実施、復旧措置(応急対策)の実施及び再発防止策(恒久対策)の検討を行う。

エ 報告及び公表 認識したインシデントについて、被害状況、影響範囲等に応じ、内外の関係者(最高情報セキュリティ責任者(以下「CISO」という。)、総務省、三重県、NISC、警察機関等)への報告及び対外的な対応(報道発表、関係住民への連絡等)を行う。

オ 事後対応 インシデントの収束宣言を行い、報告書をまとめる。

(2) 平常時の事前準備、予防等

ア インシデント発生時に必要な情報の確認 インシデント発生時に必要な情報を必要に応じて、又は定期的に確認する。

イ 監視連絡体制等の整備 不正アクセス対策措置として、CISOや統括情報セキュリティ責任者と連携し、監視、通知、外部連絡窓口等の実施体制及び連絡網を構築する。

ウ 演習及び訓練の実施 インシデントの発生に備え、訓練及び演習を定期的に実施する。

エ 運用の見直し 日頃の運用状況並びに演習及び訓練の結果等を振り返り、体制や手順等を見直す。

オ アからエまでに掲げるもののほか、CSIRT責任者が定めるもの

(P o C)

第3条 インシデントについて庁内外の者からの連絡受付の役割を担う、情報セキュリティに関する統一的な窓口となるP o C (Point of Contact) を別表第1のとおり整備し、庁内外に周知及び公表するものとする。

(対象インシデント)

第4条 CSIRTが扱うインシデントは、別表第2のとおりとする。

(体制)

第5条 CSIRTの体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) CSIRTにCSIRT責任者を置く。

(2) CSIRTは、インシデントハンドラー、CSIRT要員、外部委託事業者、外部の専門家等をもって構成し、その構成及び役割は、別表第3のとおりとする。

(3) 外部委託事業者、外部の専門家等については、必要に応じてCSIRT責任者が関係機関に依頼、要請等して定めるものとする。

(4) CSIRTの体制は、別図のとおりとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、CSIRTの管理運営に関し必要な事項は、CSIRT責任者が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

P o C名称	伊賀市C S I R T（総務部デジタル自治推進課）
所在地	三重県伊賀市四十九町 3184 番地
対応時間	平日 8時30分～17時15分（メールは、24時間受付）
電話番号	0595-22-9625
メール	dx@city.iga.lg.jp

別表第2（第4条関係）

区分	内容
情報システムの停止等	情報システム、ネットワーク、サーバ、端末等の利用に支障をきたす状態
外部からのサイバー攻撃	コンピュータ・ウイルス、不正アクセス、D o S攻撃、DD o S攻撃、標的型攻撃及びホームページ等の改ざんの発生又は発生が疑われる状態
盗難及び紛失	地方公共団体が管理する重要な情報（住民情報、企業情報、入札情報、技術情報等）の盗難若しくは紛失又はこれらの可能性が疑われる状態（内部犯行に起因するものを含む。）

別表第3（第5条関係）

構成		担当	役割
C S I R T 責任者	情報セキュリティ副統括責任者をもって充てる。	総務部長	インシデント対応の責任者。インシデント対応の作業を監督し、評価する責任を負う。また、情報セキュリティ統括責任者、他の組織等との調整役となり、危機を打開し、チームに必要な要員、リソース及び技能を確保する。
C S I R T	情報セキュリティ	各部局長	C S I R T責任者が不在の場合に

副責任者	責任者をもって充てる。	(総務部長を除く。)	権限を引き継ぐ。
CSIRT 管理者	情報システム管理者をもって充てる。	全庁をまたぐ情報システムにあつては情報政策担当課等の長、独自管理の情報システムにあつては管理担当課等の長	チームのリーダー。インシデントハンドラーの作業を調整し、インシデントハンドラーからの情報を収集し、及びインシデントに関する最新情報を必要な関係者に提供する。また、高い技術的な技能とインシデント対応経験を持ち、インシデント対応チーム全体の技術的な作業品質を監督して、その品質に最終的な責任を持つ。
インシデント ハンドラー	情報システム担当者の中から、CSIRT責任者が指名する者	情報システム担当係長	インシデント発生時の、インシデント分析及び対処法の検討、関係部署との調整を行う等、インシデントに対応するCSIRTを実務的な観点から中核として支え、対応方針を検討し、インシデントハンドリング全体に係るプロジェクトマネジメント等を行う。
CSIRT 要員	情報システム担当者の中から、CSIRT責任者が指名する者	情報システム担当職員	インシデントハンドラーを補助し、ともにインシデントハンドリングに当たる。
外部委託事 業者等	システムベンダー(開発事業者、運用・保守事業者等)、ISP、A		検査及び分析、証拠の取得・保全・確保・記録、インシデントの封じ込め・根絶、復旧措置、再発防止策の検討等に係る一部作業を行う。

	SP、クラウド事業者等契約関係のある外部の事業者に対しCSIRT責任者が支援を依頼する者		
内部関係者	財政部門		インシデントハンドリングにおける予算対応等を行う。
	法務部門		インシデントハンドリングにおける法的対応（契約を含む。）等を行う。
	広報部門		インシデントハンドリングにおけるマスコミ対応等を行う。
外部の専門家	セキュリティベンダー、NISC、IPA、JPCEIRT/CC、警察等からCSIRT責任者が支援を要請する者		検査及び分析、証拠の取得・保全・確保・記録、インシデントの封じ込め・根絶、復旧措置、再発防止策の検討等に係る一部作業を行う。
その他	上記のほかCSIRT責任者が支援を要請等する者		左記にて要請等された内容の作業を行う。

伊賀市告示第 56 号

伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱（平成 30 年伊賀市告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域運行バス事業」を「交通不便地域において地域住民のニーズに合った効率的な移動手段を確保するため、地域が主体となって運営する新たな乗合による地域運行バス事業」に、「に定めるもののほか」を「第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条第 1 号中「**イ** 市内」を「**ロ** 市内」に改め、同条第 2 号中「**イ** 事業」を「**ロ** 事業」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（補助対象経費及び補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、別表のとおりとする。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

補助金の額は、次に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 運行運営経費 別表に定める補助対象経費から、別に定める運営協議会が 1 年当りに負担する額を差し引いた額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助対象経費に 10 分の 9 を乗じて得た額を上限とする。ただし、事業の規模及びその運行形態により運営協議会が 1 年当りに負担する額が著しく高額となり、運営協議会から要請があった場合には、市と運営協議会の協議により、補助金の額を決定するものとする。

(2) 車両購入費 市長が認める額

第5条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「事業開始又は廃止が年度途中となる場合」を「年度の途中で事業を開始し、又は廃止した場合の補助金の額」に、「1ヶ月」を「1月」に改め、同条第3項中「想定を下回った場合」を「額（以下「計画運賃収入」という。）を下回った場合の補助金の額」に、「想定した運賃収入」を「計画運賃収入」に改め、「を補助金の額」を削る。

第6条の見出し中「交付の申請」を「交付の申請の様式等」に改め、同条中「運営協議会は、補助金の交付を受けようとするときは」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「次に」を「次に」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第4号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 車両購入等計画書（見積書等）及び仕様書（車両購入の場合に限る。）

第7条を次のように改める。

（補助金の交付の決定の通知の様式）

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域運行バス事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定の通知は、伊賀市地域運行バス事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

第8条の見出し中「実績報告」を「実績報告の様式」に改め、同条第1項中「前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた運営協議会（以下「補助対象者」という。）は、補助事業に着手したときは」を「補助金に係る規則第12条第1項の規定による着手の届出は、同項の規定にかかわらず」に、「様式第3号）を市長に提出しなければならない」を「様式第4号）により行うものとする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域運行バス事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

第8条第2項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第9条から第11条までを次のように改める。

(補助金の額の確定通知書の様式)

第9条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域運行バス事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の概算払申請書の様式)

第10条 補助金に係る規則第16条第2項の規定による概算払の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域運行バス事業補助金概算払申請書(様式第7号)により行うものとする。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条、第5条関係)

項目	補助対象経費	補助対象者
運行運営経費	交通事業者への運行業務委託費 運行に係る経費のうち人件費、燃料費及び通信費(運行に直接必要となるものに限る。) 運営協議会の運営費(運営協議会の開催及び広報啓発等に係る事務費、講師又は有識者への謝金及び謝礼に限る。)	運営協議会
車両購入費	車両の新規購入、リース又は更新に要する経費。ただし、車両の更新購入は、車両を取得した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条に定める耐用年数を経過し、走行距離等から判断して、現行の車両では事業の円滑な運行に支障があると認められる場合に限る。	運営協議会(法第79条の規定による登録を受け、法第15条の3に定める運行計画に運行事業者として記載されているものに限る。)

様式第1号中「されたく」を「されたく、伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び」に、「(4) その他市長が必要と認める書類」を

「(4) 車両購入等計画書(見積書等)及び仕様書(車両購入の場合に限る。)
(5) その他市長が必要と認める書類」に改める。

様式第2号中「伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第7条第1項及び伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱」に改める。

様式第6号中「伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱第10条第2項」を「、伊賀市補助金等交付規則第16条第2項及び伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱第10条」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱第9条第2項」を「伊賀市補助金等交付規則第14条第2項及び伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱第9条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱第8条第2項」を「、伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱第8条第2項」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「伊賀市地域運行バス事業補助金交付要綱」を「、伊賀市補助金等交付規則第12条第1項及び伊賀市地域運行バス事業補助金交付要」に、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

【様式第3号】

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(伊賀市地域運行バス事業用車両購入費等補助金交付要綱の廃止)

- 2 伊賀市地域運行バス事業用車両購入費等補助金交付要綱（平成30年伊賀市告示第19号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 57 号

伊賀市地域型保育施設運営事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域型保育施設運営事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市地域型保育事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業をいう。以下「事業」という。）を実施するに当たり、事業の実施施設を運営する事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条の規定に基づき、伊賀市地域型保育施設運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 募集要項の確認に関すること。
- (2) 事業者選定基準の設定に関すること。
- (3) 参加資格等の審査及び事業者の選定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育に関し知識及び経験を有する者
- (2) 経理に関し知識及び経験を有する者
- (3) 社会福祉事務所長
- (4) 教育委員会学校教育課長
- (5) 上野支所管内の公立保育所長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報(市又は委員会が公表した情報を除く。)を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、

その効力を失う。

伊賀市告示第 58 号

伊賀市木質バイオマス証明材取扱者の登録等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市木質バイオマス証明材取扱者の登録等に関する要綱の一部を改正する告示
伊賀市木質バイオマス証明材取扱者の登録等に関する要綱（平成28年伊賀市告示第241号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第6条の見出しを「(補則)」に改める。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号及び様式第5号を次のように改める。

【様式第2号】

【様式第5号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 59 号

伊賀市戦没者等追悼・平和祈念事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市戦没者等追悼・平和祈念事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市戦没者等追悼・平和祈念事業補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 10 号を削除し、第 11 号を第 10 号とする。

第 4 条中「補助対象経費の額の合計額」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額の合計額以内の額」に改め、同条に次の 3 号を加える。

- (1) 第 2 条第 1 号に該当する事業 補助対象経費の額
- (2) 第 2 条第 2 号に該当する事業 補助対象経費の額
- (3) 第 2 条第 3 号に該当する事業 補助対象経費の額の 2 分の 1 の額

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 60 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
SB ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号
- 2 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
株式会社グラファーが提供する Graffer スマート申請を利用して納付される証明書
発行手数料及び郵送料
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定納付受託者に納付事務を委託した日
令和 8 年 1 月 23 日

伊賀市告示第 61 号

伊賀市認定農業者協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市認定農業者協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の達成に向け、研修会を開催するなどにより地域農業の発展に寄与することを目的として交付する伊賀市認定農業者協議会補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、伊賀市在住の農業者及び伊賀市で農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者等で構成する認定農業者協議会とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象団体が実施する次に掲げる事業とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 先進地視察研修会に関する事業
- (2) 研修会（講習会）に関する事業
- (3) 全国農業担い手サミットに関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 旅費
- (2) 需用費（食糧費を除く。）

- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内とし、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 62 号

優良素牛導入助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

優良素牛導入助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀地域が誇る銘柄牛「伊賀牛」の安定的な生産と品質向上を図り、伊賀牛のブランド向上と市内肥育農家の生産継続性を高めることを目的に交付する優良素牛導入助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、伊賀牛を肥育する農家（伊賀市内に住所を有する個人又は伊賀市内に主たる事業所を置く法人（以下「生産者」という。）に限る。）で組織する団体等とする。

(交付の対象となる経費)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費は、生産者が伊賀牛として肥育することを目的に良血統の素牛（生後おおむね 7 月から 12 月未満の雌の未経産牛で、黒毛和種とする。以下「交付対象素牛」という。）を導入するために要する費用とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、助成金の交付の対象としない。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、交付対象素牛 1 頭当たり 1 万 8 千円とする。

(助成金の終期)

第 5 条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和 10 年度までとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 63 号

伊賀市物価高騰支援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市物価高騰支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰による家計の負担及び地域経済への影響に鑑み、臨時的な措置として、住民税所得割が課税されていない世帯に対し商品券を給付する伊賀市物価高騰支援給付事業（以下「物価高騰支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第 2 条 物価高騰支援事業の給付（以下「物価高騰支援給付」という。）の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和 7 年 12 月 1 日（以下「基準日」という。）において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者であって、同一世帯に属する者全員が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 7 年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯の世帯主とする。

(受給権者)

第 3 条 物価高騰支援給付の受給権者（以下「受給権者」という。）は、給付対象者とする。ただし、給付対象者が基準日以後に死亡したときは、当該給付対象者が属する世帯の他の世帯構成者のうちから新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、当該世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

(給付対象者及び受給権者の特例)

第 4 条 第 2 条及び前条の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、

別記のとおりとする。

(給付の方法及びその額)

第5条 物価高騰支援給付は、1世帯につき5千円を1回限りとし、商品券(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第1項に規定する前払式支払手段に該当するものであって、市が指定するものをいう。以下同じ。)の交付によるものとする。

2 商品券の交付は、第3条に規定する受給権者宛に送付することにより行う。この場合において、書留郵便等配達記録が残る方法により送付するものとする。

3 市長が商品券を郵便により送付し、又は商品券の交付の日を指定した後、受給権者の責に帰すべき事由により商品券の交付ができなかった場合で、市長が確認等に努めたにもかかわらず、市長が商品券を郵便により送付した日又は市長が指定した商品券の交付の日から30日以内に商品券の交付に必要な連絡が取れなかったときは、当該受給権者が物価高騰支援給付を受けることを辞退したものとみなす。

(申請による給付の方法)

第6条 同一の世帯に属する者が給付対象者及び所得の未申告者である世帯の世帯主であって、物価高騰支援給付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、伊賀市物価高騰支援給付事業支給申請書(別記様式。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の際、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による手続)

第7条 申請書の提出等を申請者に代わり代理で行うことができる者(以下「代理人」という。)は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 申請者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- (4) 申請者が入所している老人福祉施設、児童養護施設、乳児院等又は知的若しくは精神障害者施設の職員
- (5) 申請者が里親制度の里子である場合の当該申請者の里親

(6) 申請者が配偶者等からの暴力を理由に避難している者である場合の当該申請者を支援している民間の支援団体の職員

(7) 申請者が留置施設若しくは刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者である場合の当該申請者の弁護士

2 代理人が代理で申請書の提出等をするときは、申請書の代理欄へ必要事項を記入しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であること及び申請者と代理人との間の代理関係を確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による代理人の本人確認又は申請者と代理人との間の代理関係の確認ができなかった場合は、当該申請書を受け付けない。

(申請による給付に係る申請期限)

第8条 第6条第1項の規定による申請の期限は、令和8年5月22日とする。

(申請者に対する給付の決定等)

第9条 市長は、申請書の提出等を受けたときは、内容を確認の上、物価高騰支援給付を決定し、申請者に商品券を交付するものとする。

2 申請書の提出等をした申請者が商品券の交付を受けるまでに死亡したときは、当該申請者の遺族に対し商品券を交付することができる。

(不当利得等による返還)

第10条 市長は、物価高騰支援給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高騰支援給付を受けた者があるときは、当該者に対し物価高騰支援給付相当額の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 受給権者及び申請者は、物価高騰支援給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記 (第4条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 伊賀市に居住する次に掲げる者が次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合は、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で当該申出者が伊賀市の住民基本台帳に記録されていない場合であっても給付対象者とし、当該本人をその受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していないもの

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者であって、自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関その他関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）により、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がない（婦人保護施設等に申出者が児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申

出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)と認められること。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、伊賀市に居住する者（伊賀市内の施設等（第2号から第6号までに規定する施設等をいう。）に入所し、又は入居する者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（児童及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び第6号における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。))については、給付対象者とし、当該本人をその受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える助成への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条第 1 項に規定する助成自立支援施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い

第 1 号に定める措置入所等障害者又は第 2 号に定める措置入所等高齢者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、伊賀市の住民基本台帳に記録されている者（伊賀市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合の当該措置入所等障害者・高齢者を含む。）については、給付対象者とし、当該本人をその受給権者とする。

(1) 措置入所等障害者とは、身体障害者福祉法第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理

権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。) (2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。

- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者 (2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。

伊賀市告示第 64 号

伊賀市生活応援給付事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市生活応援給付事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市生活応援給付事業実施要綱（令和 4 年伊賀市告示第 207 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

伊賀市告示第 65 号

特定非営利活動法人伊賀FCくノーススポーツ振興事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

特定非営利活動法人伊賀FCくノーススポーツ振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人伊賀FCくノースが行うサッカーを通じたスポーツ振興に関する事業及び伊賀市と株式会社伊賀FCくノース三重・特定非営利活動法人伊賀FCくノースとが締結したホームタウン包括連携に関する協定書第2条の規定に基づく事業（以下「協定に基づく事業」という。）を支援することにより、伊賀市におけるスポーツ・レクリエーションの普及及び発展並びにスポーツの振興が成されること、また地域の活性化やまちの賑わいが創出されることを目的として交付する特定非営利活動法人伊賀FCくノーススポーツ振興事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、特定非営利活動法人伊賀FCくノースとする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市が認めるスポーツ振興に資するイベント等及び協定に基づく事業とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬、報償費（役員及び事務局に対するものを除く。）
- (2) 委託費
- (3) 消耗品費

(4) 使用料及び賃借料

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額又は予算に定める額のいずれか低い方の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 66 号

忍者の里伊賀上野シティマラソン事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

忍者の里伊賀上野シティマラソン事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忍者の里伊賀上野シティマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う忍者の里伊賀上野シティマラソンを推進することにより、地域文化の交流とスポーツ活動を通じて健康的な地域づくりに寄与するとともに、地域の観光資源や特産品等の魅力の発信、地域内の人のつながり、一体感の醸成を図ることを目的として交付する忍者の里伊賀上野シティマラソン事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実行委員会とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、忍者の里伊賀上野シティマラソンとする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっている場合は、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 旅費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第2項に規定する経費の額の2分の1に相当する額又は予算に定める額のいずれか低い方の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 67 号

伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スポーツ団体等が行う合宿等（以下「スポーツ合宿等」という。）を誘致し、本市のスポーツ振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的として予算の範囲内において交付する伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外に所在する団体であること。
- (2) 市内においてスポーツ合宿等を実施すること。
- (3) 市内の宿泊施設において延べ宿泊数（スポーツ合宿等に参加し宿泊した者それぞれの宿泊日数を合算した数をいう。以下同じ。）が 5 人泊以上であること。
- (4) 営利活動を目的としないこと。
- (5) 団体のホームページや SNS 等を活用して、伊賀市でのスポーツ合宿等の様子を発信すること。

2 前項の規定にかかわらず、国、県、他の地方公共団体等から助成を受けているものは、補助対象者としなない。

(交付の対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、スポーツ合宿等に要する経費のうち、選手、監督及びコーチ等の宿泊に係る経費とする。

(複数年度にわたる合宿の取扱い)

第4条 1回のスポーツ合宿等が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該スポーツ合宿等の最終の宿泊日の属する年度とする。この場合において、延べ宿泊数は、当該スポーツ合宿等の初日から最終日までの期間の延べ宿泊数とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊数に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額が補助対象経費の額を超えるときは、当該補助対象経費の額を限度とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助金の額は、1団体当たり1回のスポーツ合宿等につき20万円を限度とする。

3 同一のスポーツ合宿等において、同一の団体が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、当該団体のそれぞれの宿泊施設における延べ宿泊数を合算した数により補助金の額を算出するものとする。

(合宿の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請の前に伊賀市スポーツ合宿等申込書(様式第1号)に合宿計画書(様式第2号)を添えて、市長に事前の申請(以下「事前申請」という。)をしなければならない。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第7条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、前条による事前申請をしたスポーツ合宿等の終了後30日以内に、伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金交付申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 合宿実績書(様式第2号)
- (2) スポーツ合宿等の活動実績がわかるもの(写真等)
- (3) SNS等で伊賀市でのスポーツ合宿等の様子を投稿したことが分かるもの
- (4) 宿泊証明書(様式第4号)
- (5) 法人の場合は、法人登記事項証明書及び定款の写し
- (6) 任意団体の場合は、会則、規約、役員名簿又は活動実績を証する書類(団体名が記載された大会要項の写し等)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、補助金の受領に関する一切の権限を補助対象者が指定する者に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた者が前項の規定による申請をするときは、当該委任を受けた旨を証する委任状（様式第5号）を添付しなければならない。

（補助金の交付の決定及び交付額の確定等）

第8条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定は、適用しない。

（交付決定及び交付額確定の通知書の様式）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市スポーツ合宿等誘致補助金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第7号）により補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求において指定された金融機関の口座に振り込む方式により速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の終期）

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 68 号

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則（平成17年伊賀市告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「財務部資産経営課長」を「財務部管財課長」に、「産業農林部農林振興課長 産業農林部農村整備課長 産業農林部商工労働課長 産業農林部中心市街地推進課長」を「産業農林部産業政策課長 産業農林部中心市街地課長 産業農林部農業振興課長 産業農林部農村整備課長」に、「建設部建設管理課長」を「建設部建設政策課長 建設部建築課長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第69号

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市空家再生等推進事業補助金交付要綱（令和元年伊賀市告示第63号）の一部を次のように改正する。

別表空家等再生工事の項中「移転、」を削り、「250万円」を「350万円」に改める。

様式第1号中

「

<p>(1) 空家等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う空家等の移転、増築又は改修に要する経費（解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費を含む。）</p> <p>(2) 耐震補強設計又は耐震補強計画作成に要する経費</p> <p>(3) その他工事に係る諸経費</p>	<p>補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、250万円を上限とする。</p>
--	--

を

」

「

<p>(1) 空家等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う空家等の増築又は改修に要する経費（解体により生じた廃材等の収集運</p>	<p>補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、350万円を上限とする。</p>
--	--

に

搬費及び処分費を含む。) (2)耐震補強設計又は耐震補強計画作成に要する経費 (3)その他工事に係る諸経費	
---	--

」

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第70号

伊賀市空家等除却費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市空家等除却費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市空家等除却費補助金交付要綱（令和元年伊賀市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「50万円」を「100万円」に改め、ただし書を削る。

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第1号中

「(6) 補助申請者の属する世帯全員の前年度の住民税の課税証明書

(7) 補助申請者が市税を滞納していないことの証明書

(8) 第4条第1項第3号に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第2号） を

(9) 補助申請者が所有者の直系血族又は相続人である場合、その関係が分かる書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 」

「(6) 補助申請者が市税を滞納していないことの証明書

(7) 第4条第1項第3号に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第2号） に

(8) 補助申請者が所有者の直系血族又は相続人である場合、その関係が分かる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 」

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 71 号

伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市消防施設新設等補助金交付要綱（平成 17 年伊賀市告示第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「自治会等が」を削り、「整備し、常に有効な状態にする」を「常に有効かつ安全な状態に保つ」に、「消防施設の新設又は修理に」を「自治会等が消防施設を新設、修理、管理又は撤去するために」に改め、「交付する」を削り、「について」を「を交付することについて」に改める。

第 4 条中「又は修理に要する費用のうちの材料費」を「、修理、管理又は撤去に要した次の各号に掲げる経費」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 材料費
- (2) 工事費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第 5 条中「額とする」を「額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする」に改め、同条ただし書中「当該消防施設の新設又は修理に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 50 万円のいずれか低い額を限度」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 消防施設の新設 50 万円
- (2) 消防施設の修理、管理又は撤去 25 万円

第 6 条第 1 号中「材料」を「経費」に改める。

第 8 条第 2 項第 1 号中「又は修理」を「、修理、管理又は撤去」に改める。

第 12 条の見出しを「（補則）」に改める。

様式第1号中 「新設
修理」 を「(新設・修理・管理・撤去)」に、

「(6) 材料費内訳 別紙

(7) 材料購入予定業者名 () 見積書添付」 を

「(6) 経費内訳 別紙

(7) 施工予定業者名 () 見積書添付」 に、

「別紙 1

補助事業に伴う材料費内訳書

品名	形状・寸法	呼称	数量	単価	金額	備考
----	-------	----	----	----	----	----

を

「別紙1

補助事業に伴う内訳書

品名	形状・寸法	呼称	数量	単価	金額	備考
----	-------	----	----	----	----	----

に、

「別紙 2」を「別紙2」に改める。

様式第2号中 「新設
修理」 を「(新設・修理・管理・撤去)」に改める。

様式第3号中 「新設
修理」 を「(新設・修理・管理・撤去)」に改める。

様式第4号中 「新設
修理」 を「(新設・修理・管理・撤去)」に、

「1 材料費実績額 円

2 事業実績

(1) 事業内容

を 「事業実績
(1) 事業内容」 に、

「(4) 工期 年 月 日から
年 月 日まで

(5) 材料費内訳 別紙

を

(6) 材料購入業者名 () 領収書添付 (写し可)

(7) その他

」

伊賀市告示第72号

伊賀市障がい児（者）訓練施設等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障がい児（者）訓練施設等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市障がい児（者）訓練施設等通所費助成事業実施要綱（平成16年伊賀市告示第61号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市障がい児（者）訓練施設等通所費助成金交付要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がい児（者）の社会参加を促進し、もって福祉の増進に寄与することを目的に、障がい児（者）が訓練等を受けるための施設や事業所（以下「訓練施設等」という。）へ通所するために要する経費に対し交付する伊賀市障がい児（者）訓練施設等通所費助成金について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「（交付の対象となる施設）」に改め、同条中「事業」を「助成金の交付」に、「次の」を「次の」に改め、同条第2号中「第12項から第14項まで」を「第12項、第14項及び第15項」に改める。

第3条の見出しを「（交付の対象となる者）」に改め、同条中「助成」を「助成金の交付」に改め、同条第1号中「1か月に8回以上」を「1月に8回以上かつ継続して3月以上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

(1) 伊賀市重度障がい児（者）タクシー等利用料金助成事業実施要綱（平成16年伊賀市

- 告示第63号)の規定によりタクシー等乗車券の交付を受けている者又はその保護者
- (2) 伊賀市重度障がい児(者)自動車燃料費助成事業実施要綱(平成16年伊賀市告示第64号)の規定により自動車燃料券の交付を受けている者又はその保護者
- (3) 伊賀市重度障がい児(者)伊賀鉄道利用料金助成事業実施要綱(平成30年伊賀市告示第239号)の規定により伊賀鉄道乗車券の交付を受けている者又はその保護者
- 第4条を次のように改める。

(交付の対象となる経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、対象者の居住地等から訓練施設等又は訓練施設等への送迎バスの乗降地までの通所に要する経費とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(助成金の額)」に改め、同条第1項を次のように改める。

助成金の額は、第4条に規定する経費のうち、次の表の交通用具の欄に掲げる区分に応じ、同表の助成額の欄に掲げる額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

区分		助成額	
通所者	交通用具		
障がい者	公共交通機関	利用料金の2分の1の額(1月につき1万円を上限とする。)	
	自家用車	片道5キロメートル未満	年額5,000円(往路のみ又は復路のみの場合は、2,500円)
		片道5キロメートル以上 15キロメートル未満	年額10,000円(往路のみ又は復路のみの場合は、5,000円)
		片道15キロメートル以上	年額15,000円(往路のみ又は復路のみの場合は、7,500円)
障がい児	自家用車又は公共交通機関	年額3,000円	

第5条第2項中「助成額」を「助成金の額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 対象者が第1項の表の通所者欄の障がい者の区分に該当し、かつ、自家用車を交通用具とする場合において、訓練施設等の利用を年度途中に開始し、又は終了したときは、同表助成額の欄に規定する年額を月割りにより算出した額(100円未満の端数があると

きは、これを切り捨てた額) とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(交付の対象となる期間)

第5条 助成金の交付の対象となる期間(以下「助成対象期間」という。)は、助成金の交付の申請をした日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、年度の途中において第3条に規定する対象者の要件を満たすこととなった場合の助成対象期間の始期は、当該満たすこととなった日とし、年度の途中において対象者としての要件に該当しなくなった場合の助成対象期間の終期は、当該要件に該当しなくなった日とする。

第7条の見出しを「(助成金の交付の申請書の様式等)」に改め、同条中「この要綱に基づく助成を受けようとする対象者は」を「助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「市長に提出しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(助成金の交付の決定及び交付額の確定等)

第8条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定は、適用しない。

(交付決定及び交付額確定の通知書の様式)

第9条 前条の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市障がい児(者)訓練施設等通所費助成交付決定確定(却下)通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの決定の通知は、伊賀市障がい児(者)訓練施設等通所費助成交付決定確定(却下)通知書(様式第3号)により行うものとする。

第10条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(助成金の終期)

第10条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。ただし、終期の到来前に、助成金の効果及び継続の必要性を検証の上、助成金の額の見直し、助成

金交付の継続又は助成金の廃止を決定するものとする。

様式第1号中「障害児（者）」を「障がい児（者）」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第3号中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 73 号

伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則第 10 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則第 10 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則第 10 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱（平成 19 年伊賀市告示第 174 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「秘書課」を「秘書広報課」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 74 号

伊賀市鳥獣被害対策実施隊設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市鳥獣被害対策実施隊設置要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部改正)

第 1 条 伊賀市鳥獣被害対策実施隊設置要綱(平成 25 年伊賀市告示第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「伊賀市農林振興課」を「産業農林部農業振興課獣害対策室」に改める。

(伊賀市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正)

第 2 条 伊賀市特別融資制度推進会議設置要綱(令和 5 年伊賀市告示第 251 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「産業振興部農林振興課」を「産業農林部農業振興課」に改める。

(伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第 3 条 伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱(令和 7 年伊賀市告示第 191 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「農林振興課」を「農業振興課」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 75 号

伊賀市ふるさとサポーター設置要綱及び伊賀市若者会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ふるさとサポーター設置要綱及び伊賀市若者会議設置要綱の一部を改正する告示

(伊賀市ふるさとサポーター設置要綱の一部改正)

第 1 条 伊賀市ふるさとサポーター設置要綱（平成 26 年伊賀市告示第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「地域創生課」を「交流政策課」に改める。

(伊賀市若者会議設置要綱の一部改正)

第 2 条 伊賀市若者会議設置要綱（平成 30 年伊賀市告示第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「地域創生課」を「交流政策課」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 76 号

伊賀市住民自治のあり方検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市住民自治のあり方検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市住民自治のあり方検討委員会設置要綱（令和 7 年伊賀市告示第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「住民自治推進課」を「地域政策課」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 77 号

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成 27 年伊賀市告示第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、入会申込書（依頼会員用）（様式第 2 号）」を「入会申込書（依頼会員用）（様式第 2 号）又は市の指定する電子的方法」に、「、入会申込書（提供会員用）（様式第 3 号）」を「入会申込書（提供会員用）（様式第 3 号）又は市の指定する電子的方法」に改め、同条第 3 項中「登録するとともに、当該者に対し、伊賀市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第 4 号）を交付するものとする」を「登録する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該依頼会員に対しては伊賀市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第 4 号）を、当該提供会員に対しては伊賀市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第 5 号）を交付するものとする。

第 7 条第 1 項中「様式第 5 号」を「様式第 6 号」に改め、同条第 3 項中「前条第 3 項」を「前条第 3 項後段」に改める。

第 9 条第 4 項中「様式第 6 号」を「様式第 7 号」に改める。

第 12 条の見出しを「(補則)」に改める。

様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

【様式第 2 号】

【様式第 3 号】

【様式第 4 号】

様式第 6 号中「子ども」を「こども」に改め、同様式を様式第 7 号とする。

「
様式第5号中

男 女	生 年 月 日	年 月 日
--------	------------------	-------

 を
」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

 に改め、同様式を様式第6号とする。
」

様式第4号の次に次の1様式を加える。

【様式第5号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 78 号

伊賀鉄道株式会社運営補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀鉄道株式会社運営補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀線の存続を図ること及び安定した運営を支援することを目的として、予算の範囲内で交付する伊賀鉄道株式会社運営補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、伊賀鉄道株式会社とする。

(交付の対象となる事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、伊賀市鉄道施設条例（平成 28 年伊賀市条例第 6 号）に基づき設置する伊賀線に係る鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 3 項に規定する第二種鉄道事業とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象事業の運営の経常損失額から、国、県、他の地方公共団体等からの特別利益を除いた額とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第 5 条 補助金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金を受けようとする年度における輸送人員見込及び収支見込がわかる書類
- (2) 平成 27 年 3 月 27 日付けで近畿日本鉄道株式会社及び伊賀鉄道株式会社と締結した伊賀線の事業形態変更に関する確認書の写し
- (3) 平成 29 年 4 月 1 日付けで伊賀鉄道株式会社と締結した覚書（以下「覚書」という。）の写し

(補助金の概算払の時期)

第6条 補助金に係る規則第16条第1項ただし書の規定による概算払の時期は、覚書第4条の規定による。

(補助金の終期)

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第79号

伊賀市空き家家財等処分事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市空き家家財等処分事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市空き家家財等処分事業補助金交付要綱（令和7年伊賀市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「市の空き家バンク登録をすることを誓約する」を「、伊賀市空き家バンク制度に関する要綱（平成28年伊賀市告示第175号）第7条の規定による情報の公開（以下「バンク登録情報の公開」という。）に同意する」に、「すでに空き家バンクに登録して」を「既にバンク登録情報の公開をして」に改める。

第5条第1項及び第2項に次のただし書を加える。

ただし、補助対象者が第3条第1号の規定に該当する場合は、10万円を上限とする。
様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上之庄区

代表者の氏名 吉川 政人

代表者の住所 伊賀市上之庄 76 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 植田 義弘

新代表者の氏名 吉川 政人

旧代表者の住所 伊賀市上之庄 1958 番地

新代表者の住所 伊賀市上之庄 76 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 3 月 8 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により平成12年上野市告示第58号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

安場区

代表者の氏名 山中 正登

代表者の住所 伊賀市安場3198番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山中 正登

新代表者の氏名 松永 幹夫

旧代表者の住所 伊賀市安場3198番地

新代表者の住所 伊賀市安場2996番地

3 変更の年月日

令和8年4月1日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 82 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 130 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

千歳区自治会

代表者の氏名 森本 欣秀

代表者の住所 伊賀市千歳 977 番地の 4

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 菅 祥吾

新代表者の氏名 森本 欣秀

旧代表者の住所 伊賀市千歳 330 番地

新代表者の住所 伊賀市千歳 977 番地の 4

3 変更の年月日

令和 8 年 3 月 16 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 83 号

伊賀市地域力創造アドバイザー（林業施策）設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域力創造アドバイザー（林業施策）設置要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域の魅力及び価値を向上させながら地域力を高め、地域創生及び地域活性化につなげるための活動の指導及び助言を行う地域力創造アドバイザー（林業施策）（以下「アドバイザー」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（委嘱）

第 2 条 アドバイザーは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 総務省の地域人材ネットに登録されている者
- (2) 市内に住所を有さない者
- (3) 地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する者

（活動経費）

第 3 条 アドバイザーの活動に要する経費は、予算の範囲内で市が負担する。

（任期）

第 4 条 アドバイザーの任期は、1 年とする。ただし、市長が必要と認めたときは、3 年を超えない範囲内でその任期を更新することができる。

2 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、任期の満了前にあっても、その委嘱を解くことができる。

- (1) 勤務実績が不良である等、アドバイザーとしての職務が著しく不相当と認められるとき。
- (2) 病気その他心身の故障等により職務遂行が困難であるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠いていると認められるとき。

（任務）

第5条 アドバイザーは、市長の求め又は必要に応じて、次に掲げる事項について指導及び助言をするものとする。

- (1) 自伐型林業の推進に関すること。
- (2) 林業の新たな担い手の発掘と育成に関すること。
- (3) 持続可能な力強い林業の確立に関すること。
- (4) 地域資源を活用した地域経済循環に関すること。
- (5) 環境保全・SDGsに関すること。
- (6) 地域づくり人材の育成及び教育に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 アドバイザーは、市内外においてアドバイザーとしての地位をもって活動することができる。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーとの連絡調整等の庶務は、産業農林部未来の山づくり推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第84号

伊賀市乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第1項に規定する乳児等通園支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 事業を実施する施設は、伊賀市立壬生野保育園とする。

(実施時間)

第3条 事業を実施する時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(休業日)

第4条 事業の休業日は、伊賀市の休日を定める条例(平成16年伊賀市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(利用時間)

第5条 事業の利用時間は、30分を単位とし、事業を利用しようとする乳児又は幼児(以下「対象乳幼児」という。)1人1月につき10時間を限度とする。ただし、1回の利用につき1時間を下回るできない。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、1時間当たり9名かつ1月当たり1,530名とする。

(利用の申請)

第7条 対象乳幼児の保護者は、乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書(様式第1号)又は市の指定する電子的方法により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請者に対

し通知するものとする。この場合において、市長は、当該申請内容が適当であると認めるときは、利用の認定を行い、当該申請者に対し乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）を交付するものとする。

（利用の変更の申請）

第8条 前条第2項の規定による利用の認定を受けた対象乳幼児の保護者（以下「利用者」という。）は、当該認定に係る事項を変更しようとするときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（第3号様式）又は市の指定する電子的方法により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、変更の可否を決定し、当該届出者に対し乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）を交付するものとする。

（利用の申請の取下げ）

第9条 利用者は、利用の申請を取り下げるときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第4号）又は市の指定する電子的方法により市長に届け出なければならない。

（利用料等）

第10条 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年伊賀市規則第19号）第8条に規定する事業の利用料は、対象乳幼児1人につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 利用時間が1時間の場合 300円

(2) 利用時間が1時間を超える場合 300円にその超える30分までごとに150円を加算した額

2 前項に定めるもののほか、利用者は、対象乳幼児1人につき事業を利用する日1日当たり30円の保険料を負担しなければならない。

3 利用者は、対象乳幼児が給食又はおやつを提供を受けたときは、給食にあつては1回につき200円、おやつにあつては1回につき50円を負担しなければならない。

（利用料等の納期限）

第11条 利用者は、事業を利用した日に前条に定める利用料等を納入しなければならない。

（利用料の減免）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 乳児等通園支援事業を利用する日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 利用時間が1時間の場合 300円
 - イ 利用時間が1時間を超える場合 300円にその超える30分までごとに150円を加算した額
- (2) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割合算額の合計が77,101円未満である者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 利用時間が1時間の場合 200円
 - イ 利用時間が1時間を超える場合 200円にその超える30分までごとに100円を加算した額
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が利用者及び対象乳幼児の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用料を軽減することが適当であると認めた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 利用時間が1時間の場合 200円
 - イ 利用時間が1時間を超える場合 200円にその超える30分までごとに100円を加算した額

（加算の適用の申請）

第13条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第39条第14号の規定に基づき、乳児等支援給付費（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20第1項に規定する乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）に係る加算の適用を受けようとする事業を実施する施設の設置者は、乳児等支援給付費加算適用申請書（様式第5号）又は市の指定する電子的方法により、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（乳児等支援給付費の請求）

第14条 特定乳児等通園支援事業者（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）が乳児等支援給付費の請求として、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付費認定保護者に代

わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。)を受けたい場合は、乳児等支援給付費に係る請求書(様式第6号)又は市の指定する電子的方法により、市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 85 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市告示第 86 号

家畜保健衛生対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

家畜保健衛生対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀地域が誇る銘柄牛「伊賀牛」の家畜伝染病の発生及び蔓延を防止し、安定生産及び肥育農家の経営安定化を図ることを目的として交付する家畜保健衛生対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「伊賀牛」とは、伊賀産肉牛生産振興協議会が定義する条件を満たした食用牛をいう。

(交付の対象となる者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、伊賀市内に住所を有する個人又は伊賀市内に主たる事業所を置く法人であって、伊賀牛を肥育する農家であるものとする。

(交付の対象となる経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が肥育している伊賀牛に投与する次に掲げるワクチンの費用とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 牛ヒストフィルス・ソムニ感染病不活化ワクチン
- (2) 牛呼吸器病多価性ワクチン
- (3) マンヘミア・ヘモリチカ感染症不活化ワクチン
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に100分の15を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の終期)

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 87 号

未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱要綱（平成 28 年伊賀市告示第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「未利用間伐材の搬出及び運搬を行う者に対し」を「未利用間伐材を買い取り、発電利用に供する木質バイオマスとして取り扱う市内木材市場に対し、」に、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条中「交付の対象者」を「交付の対象となる者」に、「伊賀市内にある地域森林計画の対象となっている民有林（以下「対象森林」という。）を所有する者（当該者から委任を受けた者を含む。）であって、かつ、対象森林から未利用間伐材を」を「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン（平成 24 年 6 月林野庁）に基づき」に、「事業所及び木材流通拠点に未利用間伐材を搬出する者」を「木材市場」に改める。

第 3 条中「補助金の対象」を「補助金の交付の対象」に改め、同条第 2 号中「発電用チップ」を「発電利用に供する木質バイオマスとして取り扱われる間伐材で、発電用チップ」に改め、同条第 3 号中「多量の原木」を「伊賀市木質バイオマス証明材取扱者（伊賀市木質バイオマス証明材取扱者の登録等に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 241 号）に基づき登録を受けた者をいう。以下同じ。）が搬出する間伐材で、多量の原木」に、「の計量買い取りが証明される」を「において計量により買い取られたものである」に改める。

第 4 条中「交付対象事業」を「交付の対象となる事業」に、「補助対象者が対象森林において、補助対象未利用間伐材を別に定める期間内に木質バイオマスの証明に係る事業者認定を受けた市内の事業所及び木材流通拠点に搬出する」を「補助対象未利用間伐材を補助対象者が買い取り、発電利用に供する木質バイオマスとして流通させる取組のうち、当該

補助対象未利用間伐材の搬出の促進に資する」に改める。

第6条を削る。

第5条中「補助対象事業による未利用間伐材の搬出重量」を「、補助対象事業により搬出された補助対象未利用間伐材の重量」に改め、「とし、予算に定める額の範囲内」を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に当たり、補助対象者が補助対象未利用間伐材を搬出した伊賀市木質バイオマス証明材取扱者（以下「搬出者」という。）に対して支払う経費とする。

第7条から第10条までを次のように改める。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第7条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 未利用間伐材搬出促進金支払設定資料（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(搬出促進金の支払)

第8条 補助対象者は、補助金に係る規則第7条第1項の規定による通知を受けたときは、当該通知による補助金の額に相当する額を搬出促進金として搬出者に支払うものとする。この場合において、当該支払が補助金によるものであることが分かるよう通知しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 未利用間伐材搬出促進金支払実績内訳書（様式第3号）
- (3) 発電利用に供する木質バイオマス証明書の写し
- (4) 買取りに係る精算書又は計量伝票の写し
- (5) 搬出促進金の支払額が確認できる書類
- (6) 補助事業に係る収支決算書（規則様式第7号の2）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、月ごとに取りまとめの上、補助金の交付の申請をした年度内において複数回行うことができるものとする。この場合において、補助金に係る規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定は、同項の規定にかかわらず、その報告の都度行うことができる。

(補助金の終期)

第10条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

第11条の見出しを「(補則)」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

様式第4号及び様式第5号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 88 号

森のやすらぎ空間整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

森のやすらぎ空間整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民全体で森林を支え、木の薫るやすらぎのあるまちづくりを推進することを目的として交付する森のやすらぎ空間整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の森林整備を行っている地縁団体等との連携により事業を行う者
- (2) 市民が利用する空間に設置する木製品を市と連携して開発する者
- (3) 市内の高等学校で組織する実行委員会

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、不特定多数の者が利用できる公共の空間において、市内の間伐材等を利用して実施する空間の整備に関する事業のうち、市長が認めるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する事業の実施に要する経費のうち、材料費、木製品の製作又は設置に係る経費その他市長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条第 2 項に規定する経費の額の合計額とする。

(補助金の終期)

第 5 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 10 年度までとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第89号

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱（平成28年伊賀市告示第175号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 6 空き家の登録の申込み等において、前各項の規定により難しい場合は、別に定めることができる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第90号

伊賀市広告掲載要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市広告掲載要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市広告掲載要綱の一部改正)

第1条 伊賀市広告掲載要綱(平成19年伊賀市告示第34号)の一部を次のように改正する。

第16条中「広聴広報課」を「秘書広報課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第13条関係)

管財課長 人権政策課長 暮らし安全課長 都市計画課長 生涯学習課長

(伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱の一部改正)

第2条 伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱(平成29年伊賀市告示第43号)の一部を次のように改正する。

第9条中「広聴広報課」を「秘書広報課」に改める。

(伊賀市市政出前講座実施要綱の一部改正)

第3条 伊賀市市政出前講座実施要綱(令和5年伊賀市告示第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第7条第2項中「広聴広報課」を「秘書広報課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 91 号

伊賀産材ブランド化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀産材ブランド化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀産材ブランド化事業補助金交付要綱（令和 3 年伊賀市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市内の森林を伐採して市内の原木市場や製材所等へ原木を出荷する者」を「市内にある地域森林計画の対象となっている民有林（以下「対象森林」という。）から生産された原木を取り扱う市内の木材市場」に、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条中「対象者」を「対象となる者（以下「補助対象者」という。）」に、「市内にある地域森林計画の対象となっている民有林（以下「対象森林」という。）を所有する者（当該者から伐採及び搬出の委任を受けている者を含む。）」を「市内に所在し、かつ、原木の取扱い、材積の測定、市場取引の実施等により伊賀産材の適正な流通を担う木材市場」に改める。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市内の木材市場において、材積の測定その他の適正な方法による取扱いが証明されたものであること。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 条中「補助金の交付の対象者が対象森林において補助対象伊賀産材を市内の原木市場や製材所等に出荷する」を「補助対象者が市場取引による流通を通じて補助対象伊賀産材の市内出荷量の増加及び利活用の促進を図る」に改める。

第 6 条を削る。

第 5 条中「出荷材積」を「取扱材積」に、「補助対象事業による補助対象伊賀産材の出荷材積」を「、補助対象者が取り扱った補助対象伊賀産材の材積」に改め、「とし、予算に定める額の範囲内」を削り、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に当たり、補助対象者が対象森林の所有者（当該者から伐採及び搬出の委任を受けている者を含む。以下同じ。）に対して支払う経費（以下「出荷協力金」という。）とする。

第7条から第9条までを次のように改める。

(補助金の交付の申請の様式等)

第7条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 取扱条件等設定資料（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（ブランドの刻印）

第8条 補助対象者は、補助対象伊賀産材に市長が認める手裏剣マークの刻印（以下「刻印」という。）を付さなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 刻印は、原木ごとに付すものとする。

3 補助対象者は、刻印を付した状況が確認できるよう、必要な記録の作成及び保存に努めるものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 伊賀産材取扱実績内訳書（様式第3号）
- (3) 材積が確認できる書類の写し
- (4) 出荷協力金の支出額が確認できる書類
- (5) 補助事業に係る収支決算書（規則様式第7号の2）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、月ごとに取りまとめの上、補助金の交付の申請をした年度内において複数回行うことができるものとする。この場合において、補助金に係る規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定は、同項の規定にかかわらず、その報告の

都度行うことができる。

第10条を削る。

第11条第1項中「現地監査を行うものとする」を「補助対象事業の実施状況について検査を行うことができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 補助対象者は、前項の検査に際し、市長の求めに応じて、必要な情報の提供、現地の案内等に協力しなければならない。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。

第12条の見出しを「(補則)」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

様式第4号及び様式第5号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第92号

伊賀市軽自動車税種別割減免に係る取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市軽自動車税種別割減免に係る取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市軽自動車税種別割減免に係る取扱要綱（平成28年伊賀市告示第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1条中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

第2条第2項第1号中「所有者である軽自動車等又は」を「運転する軽自動車等で、当該」に、「未成年若しくは療育手帳所持者のため所有者になれないときは、身体障害者手帳若しくは療育手帳に記載された保護者が所有者である軽自動車等」を「所有するもの（当該身体障害者等が知的障害者又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する軽自動車等を含む。）」に改め、同項第2号中「同居又は同一敷地内で生活し、生活費を共に」を「生計を一に」に、「4回」を「4日」に、「軽自動車等」を「軽自動車等で、当該身体障害者等が所有するもの（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する軽自動車等を含む。次号において同じ。）」に改め、同項第3号中「軽自動車等」を「軽自動車等で、当該身体障害者等が所有するもの」に改める。

第4条第1項中「次に掲げる申請書」を「次の各号に掲げる車両の区分に応じ当該各号に定める申請書」に改め、同項第1号中「軽自動車税種別割減免申請書（公益車両）」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同項第2号中「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同項第3号中「軽自動車税種別割減免申請書（構造上福祉車両）」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第5条第1項中「軽自動車税種別割減免決定通知書」を「減免決定通知書」に改め、

同条第2項中「軽自動車税種別割減免却下通知書」を「軽自動車税減免却下通知書」に改める。

第6条中「軽自動車税種別割減免決定取消通知書」を「軽自動車税減免決定取消通知書」に改める。

別表中

「(2) 療育手帳の交付を受けている者（三重県発行のものに限る）

障害名	本人運転	家族・介護者運転
知的障害（療育手帳）	A1・A2・A最重度・A重度	

を

」

「(2) 療育手帳の交付を受けている者（三重県発行のものに限る。）

障害名	本人運転	家族・介護者運転
知的障害（療育手帳）	A1（最重度）及びA2（重度）	

に

」

改める。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

【様式第6号】

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第93号

伊賀市軽自動車税種別割の課税保留等に係る取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市軽自動車税種別割の課税保留等に係る取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市軽自動車税種別割の課税保留等に係る取扱要綱（平成27年伊賀市告示第208号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1条及び第2条中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

第3条中「軽自動車税種別割申立書」を「軽自動車税申立書」に改める。

第4条中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

第8条中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に、「昭和22年」を「昭和25年」に改める。

別記様式中「軽自動車税種別割申立書」を「軽自動車税申立書」に、「年度軽自動車税種別割」を「年度軽自動車税」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第94号

伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の一部を改正する告示

伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱（平成28年伊賀市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「建設管理課」を「建設政策課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第95号

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱（平成27年伊賀市告示第165号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号を次のように改める。

(2) 人事課人事政策係長

第9条第4項中「第7条第2項第2号」を「前条第3項第2号」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第96号

美旗地域コミュニティバスのきじが台地区への乗り入れに係る運行事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

美旗地域コミュニティバスのきじが台地区への乗り入れに係る運行事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等の移動手段の確保を目的として交付する美旗地域コミュニティバスのきじが台地区への乗り入れに係る運行事業費補助金(以下「補助金」という。)について、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号)第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、きじが台地区住民自治協議会とする。

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、美旗地域コミュニティバスのきじが台地区への乗り入れに係る運行事業とする。ただし、国、県、他の地方公共団体等の補助制度の対象となっている場合は、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 美旗地域コミュニティバスのきじが台地区への乗り入れに係る経費

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算に定める額の範囲内の額とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(地域力創造部関係補助金等交付要綱の廃止)
- 2 地域力創造部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第9号）は、廃止する。

伊賀市告示第 97 号

人権生活環境部関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

人権生活環境部関係補助金等交付要綱を廃止する告示

人権生活環境部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 11 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第98号

伊賀市行政経営アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市行政経営アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市行政経営アドバイザー設置要綱（令和3年伊賀市告示第205号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「設置する」を「設置することができる」に改める。

第7条中「公共・人づくり推進課」を「行政改革課」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第99号

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年伊賀市告示第149号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、隊員活動として地場産業等に従事する隊員が、任期又は就任期間の満了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて隊員活動を行うことを希望する場合には、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、市長が活動期間の延長が必要であると認めた場合に限り、2年を上限として更新又は再委託（最長5年）することができる。

- (1) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして市が認めるものであること。
- (2) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。
- (3) 伊賀市内に定住し、かつ、伊賀市内で起業・事業承継を行うこと。

第12条中「地域創生課」を「交流政策課」に改める。

第13条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年3月31日から施行し、任期又は就任期間の満了日が令和8年3月31日以降の隊員に適用する。

伊賀市告示第99号

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年伊賀市告示第149号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、隊員活動として地場産業等に従事する隊員が、任期又は就任期間の満了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて隊員活動を行うことを希望する場合には、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、市長が活動期間の延長が必要であると認めた場合に限り、2年を上限として更新又は再委託（最長5年）することができる。

- (1) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして市が認めるものであること。
- (2) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。
- (3) 伊賀市内に定住し、かつ、伊賀市内で起業・事業承継を行うこと。

第12条中「地域創生課」を「交流政策課」に改める。

第13条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年3月31日から施行し、任期又は就任期間の満了日が令和8年3月31日以降の隊員に適用する。

伊賀市告示第 100 号

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「窓口業務」を「、窓口業務」に改める。

第 2 条中「取扱う」を「取り扱う」に、「次に」を「、次に」に改める。

第 3 条中「木曜日」を「、木曜日」に改める。

第 4 条中「午後 5 時 30 分」を「、午後 5 時 30 分」に改める。

第 5 条中「住民課」を「戸籍住民課」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 101 号

健康福祉部関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

健康福祉部関係補助金等交付要綱を廃止する告示

健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 13 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第102号

伊賀市指定不法投棄物等回収専用ごみ袋交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市指定不法投棄物等回収専用ごみ袋交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市指定不法投棄物等回収専用ごみ袋交付要綱（平成29年伊賀市告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 103 号

伊賀市市税延滞金減免取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市市税延滞金減免取扱規程の一部改正する告示

伊賀市市税延滞金減免取扱規程（平成 29 年伊賀市告示第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

- (1) 納税者が、決定、更正又は賦課決定について不服申立て又は訴訟を提起して課税額が更正されたとき。ただし、不服申立書提出の日から裁決又は判決に基づく更正通知書が送達された日までの期間に対応する部分の延滞金に限る。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 104 号

伊賀市医療機関における物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市医療機関における物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関に対する負担軽減のための支援を目的として交付する伊賀市医療機関における物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者は、市内に所在する病院（保険医療機関（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）に限る。）又は病床を有する診療所（保険医療機関に限る。）（以下これらを「病院等」という。）を運営するものであって、三重県が実施する令和 7 年度分医療機関等における物価高騰対策支援金の交付を受けたものとする。ただし、支援金の交付の申請をする時点（以下「交付申請日」という。）において保険医療機関の廃止又は休止をしていない病院等に限る。

(交付の対象となる経費)

第 3 条 支援金の交付の対象となる経費は、病院等における令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの電気代及びガス代（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、交付申請日における許可病床数（休棟及び休床している数を除く。）に 17,400 円を乗じて得た額とする。

(支援金の交付の申請書の様式等)

第 5 条 支援金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、

伊賀市医療機関における物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに行うものとする。

- (1) 役員等調書（様式第2号）
- (2) 伊賀市医療機関における物価高騰対策支援金請求書（様式第3号）
- (3) 三重県が交付する令和7年度分医療機関等における物価高騰対策支援金に係る交付決定兼額の確定通知書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（支援金の交付の決定及び交付額の確定等）

第6条 市長は、支援金に係る規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて支援金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定は、適用しない。

（交付決定及び交付額確定の通知書の様式）

第7条 前項の規定による支援金の交付の決定及び支援金の額の確定の通知は、支援金に係る規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市医療機関における物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第8条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 105 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 中部支店
愛知県名古屋市中区栄一丁目 12 番 17 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）別表第 1、別表第 2 並びに別表第
9 の 5 の項から 14 の項まで、16 の項及び 23 の項に規定する証明書等の手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 17 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 3 月 18 日